

令和2年度 南大隅町議会定例会 11月第2会議 会議録 (第1号)

招集年月日 令和2年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和2年 4月 2日

開 議 令和2年 11月 30日 午前 9時 00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

欠 番	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 浪瀬 敦郎 君
5番 後藤 道子 君	欠 番	13番 大村 明雄 君

欠席議員 な し

会議録署名議員 : (5番)後藤 道子 君 (6番)水谷 俊一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)下園 敬二 君 (書記)立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経 済 課 長	新保 哲郎 君
副 町 長	白川 順二 君	教 育 振 興 課 長	上大川 秋広 君
教 育 長	山崎 洋一 君	税 務 課 長	川元 俊朗 君
総 務 課 長	相羽 康德 君	建 設 課 長	増田 恭一 君
支 所 長	川越 貢 君	町 民 保 健 課 長	黒木 秀 君
会 計 管 理 者	打越 昌子 君	総 務 課 課 長 補 佐	中之浦 伸一 君
企 画 課 長	熊之 細等 君	総 務 課 課 長 補 佐	佐藤 ひとみ 君
商 工 観 光 課 長	愛甲 真一 君	総 務 課 主 幹	古殿 裕一 郎
介 護 福 祉 課 長	黒江 鳴美 君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 : 令和 2年 11月 30日 午前 9時 16分

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 27号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 4 議案第 28号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 5 議案第 29号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第 30号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、令和2年度南大隅町議会定例会11月第2会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたのでご了承願います。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、後藤道子さん及び水谷俊一君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
11月第2会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって11月第2会議の審議期間は本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第3 議案第27号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第27号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。
議案第27号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。
本件は、令和2年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、期末手当の支給月数について、0.05月の引下げを行うものであります。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第27号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第27号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
の件は原案のとおり可決されました。

**▼ 日程第4 議案第28号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定の件**

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第28号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
の件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第28号は、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につ
いてであります。
本件は、一般職の職員の期末手当の支給割合改正に準じ、所要の改正を行うものであり

ます。

今回の改正は、町長、副町長、教育長の期末手当について、支給月数を年間3.40月から、3.35月へ0.05月引下げを行うものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 南大隅町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

▼ 日程第5 議案第29号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第29号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を、議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第29号は、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例制定の件についてであります。

本件は、一般職の職員の期末手当の支給割合改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、議会議員の期末手当について、支給月数を年間3.40月から3.35月へ0.05月引下げを行うものでございます。

よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第30号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第30号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第30号は、南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、一般職の職員の期末手当の支給割合改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、期末手当の支給月数を、年間2.60月から2.55月へ0.05月引下げを行うものであります。

よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」というものあり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第30号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

令和2年度 南大隅町議会定例会11月第2会議を散会します。

散 会 : 令和 2年 11月 30日 午前 9時 16分